

受付番号:201210190000030195

受信日付:2012/10/19 00:50:10

案件番号:145208059

案件名:

電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に対する意見募集の結果及び再意見の募集

宛先府省名:総務省

郵便番号:

住所:

氏名:

連絡先電話番号:

利用者メールアドレス:

提出意見:

ソフトバンクモバイル株式会社が設置する電気通信設備の一部を二種指定設備として指定することについて、賛成いたします。

当該社は端末シェアの割合もさることながら、米国通信事業者の買収を発表するなど通信事業者としての存在がさらに高まっていることなどから、

他の上位事業者と同等の扱いとすることが、公正な競争に繋がると思います。

さて、当該社は先般イー・アクセス株式会社の完全子会社化ならびに両社の業務提携を発表しています。両社は通信ネットワークや営業網の相互活用を行うなどと発表しており、ほぼ一体となって活動するよう見えます。

しかしながら、イー・アクセスが会社組織として存続することから、端末シェアの割合のみで見た場合、イー・アクセスが持つ電気通信設備は二種指定設備には相当しないという判断になるものと思われます。

このようにほぼ一体となって活動するであろうにもかかわらず、両社に対する規制の度合いが異なることに違和感を感じずにはられません。

今回対象となっている二種指定設備制度に限りませんが、例えば、株の所有状況、業務提携の有無、役員の人事などから、グループ会社と判断し、このグループ単位での規制を行うなど、様々な組織体に柔軟に対応できるような基準を検討するべきと考えます。

また、今回のイー・アクセスの件からも、改めてMNOによる新規参入は難しく、今後の新規参入はMVNO一択となったと言えます。

各事業者が、二種指定設備制度の運用ガイドライン、ならびに MVNO 事業化ガイドラインに則り、MVNO での新規参入がさらに活発になることを期待します。